



# 宜野湾市報(英語版)

2018年7号

宜野湾市役所 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

☎098-893-4411

## 健康ニュース

後期高齢者医療保険  
加入の皆さまへ

7月は切り替えの時期です!!  
「後期高齢者医療被保険者証」が切り替わります

平成30年8月から被保険者証が切り替わります(有効期限が平成31年7月31日となります)。

新しい被保険者証は、7月下旬までに、市役所から郵送または窓口等で交付します。被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。



### 平成30年8月から 70歳以上の方の高額医療費の上限額が変わります

高額療養費制度とは…

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、世帯の所得に応じて決まっています。

ひと月に1つの医療機関でのお支払いが高額になる可能性がある方は、国民健康保険課の窓口にて「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請することで、医療機関でのお支払を定められた上限額までにとどめることができます。

⇒70歳以上で課税所得145万円から689万円の方は、上限額の変更により、平成30年8月から、新たに「限度額適用認定証」の交付申請が必要になりますので、ご注意ください。  
低所得ⅠまたはⅡに該当する方については、従来どおり「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付申請が可能です。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」も切り替わります

住民税非課税世帯等(低所得Ⅰ・Ⅱ)に該当される方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関等で入院・受診の際に窓口へ提示すると、月額の自己負担額が限度額までの負担となります。ただし「今までに減額認定証の申請を行ったことがある方で、平成30年度も引き続き住民税非課税世帯の方」は、申請がなくても被保険者証と一緒に郵送します。

### 平成30年8月から 区分(現役並み)Ⅰ・Ⅱの方も「限度額適用認定証」が新たに交付されます

区分(現役並み)Ⅰ・Ⅱに該当される方は、平成30年8月から申請により「限度額適用認定証」が交付されます。医療機関の窓口で提示することにより、一部負担金限度額までの負担となります。

### 75歳未満で国民健康保険に加入している皆さまへ 「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

現在、「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、7月31日まで使用できません。8月1日以降も引き続き適用を受けるためには、更新の申請が必要です。7月2日(月)から更新の申請を受け付けておりますので、8月末日までに手続きをお願いします。

【申請に必要なもの】

- 対象者の被保険者証
- 対象者および世帯主のマイナンバーが分かる物(通知カード等)
- 来所する方の身分証 ■来所する方の認印

問合せ 国民健康保険課 給付係 ☎893-4411 内線138



### 7月31日(火)は 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 第1期の納期限です!

問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411 ■保険税係 内線142~145 ■後期高齢者医療係 内線146

## 海の危険生物 ハブクラゲ注意報発令中!



沖縄本島では毎年5月から10月にかけて、ハブクラゲ被害が発生しています。水中では見えにくいため、いつの間にか手足に触手がからんで刺されたというケースがほとんどです。

刺されるととても痛く、ショックを起こすこともあります。こどもの場合だと命を落とすことさえあります。ハブクラゲの被害にあわないため、海に際は以下の点に十分注意をしてください。

### ハブクラゲに刺されたら(応急処置)!

- ① 海から上がる
- ② 酔をかける
- ③ 触手を取り除く
- ④ 痛いときは氷や冷水で冷やす
- ⑤ 様子を観察する
- ⑥ 意識や呼吸がおかしい時は救急車を呼ぶ(119番通報)  
※呼吸や心臓が止まった場合は、すぐに人工呼吸・胸骨圧迫を行う



### ハブクラゲに刺されない為には!

- ① クラゲネットの外側で泳がない!  
整備されたビーチにはクラゲ用の防護ネットが張られています。泳ぐ際には必ずネットの内側で泳ぎましょう。
- ② 酔を準備しましょう  
ハブクラゲの触手は酔をかけると落ちます。刺された場合に備えて酔を準備しましょう。
- ③ 刺された時のために  
応急処置法を覚えましょう!!近くの病院を確認しておく。

## 熱中症に注意しましょう!!

夏に向けて、熱中症になる人が増えてきます。熱中症を知って、しっかり予防し、楽しい夏を過ごしましょう!

### 熱中症の応急手当

- ・涼しい場所へ移動し、水分を摂り、安静に寝かせる
- ・エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風を当てたり、氷のうなどで体を冷やす



問合せ : 消防本部 消防署 ☎892-1199

### (注釈)

こちらの市報の英語版は外国人市民の方に市内の情報を伝えるために宜野湾市役所の市民協働推進課が発行するものです。「市報ぎのわん」の省略したもので正式なものではありません。宜野湾市役所と当課の翻訳者は誤りや不正確さについては何の責任も負わないものとします。

行政対応は日本語で行われています。

通訳者: ☎098-893-4411 (内線 577)開庁時間以内。 ⇒ [tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp)

# 健康・福祉

## はしかワクチン接種費用の払い戻しについて

麻疹(はしか)流行に伴い、下記のとおり、接種費用の払い戻し申請を受け付けています。

対象者 接種時、市に住所があり、下記のいずれかに該当する方

①接種時に生後6ヵ月～12ヵ月未満  
②MRⅠ期末接種(2歳以上～MRⅡ期対象年齢前まで)

③MRⅠ期・Ⅱ期両方未接種(小学校1年生～6年生)

対象接種期間 4/1～6/30

払い戻し上限額 11,334円

(この金額を上回っている場合、差額は自己負担)

受付期間 8/31(金)まで

必要書類 電話または市ホームページにて確認

受付場所 保健相談センター

☎保健相談センター ☎898-5583

## 麻疹風しん混合ワクチン(MR)予防接種

対象のお子さまには通知書を送付しています。体調を整え、早めの接種を受けましょう。

対象者

Ⅰ期:1歳誕生日～2歳誕生日前日まで

Ⅱ期:H24/4/2～H25/4/1生

(小学校就学前)

接種期間

Ⅰ期:2歳誕生日前日まで

Ⅱ期:H31/3/31まで

実施医療機関 指定医療機関

費用 無料(上記対象以外は全額自己負担)

※0歳代での接種は、緊急避難的な接種であり、その後の定期接種対象期間(第Ⅰ期・第Ⅱ期)にしっかりワクチン接種を受ける事が重要です。

☎保健相談センター ☎898-5583

## 提出忘れていませんか? 平成30年度 児童手当「現況届」の提出について(督促)

児童手当を継続して受けるためには毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。現況届は毎年6月1日の状況を記載し、児童手当を引き続き受けることができるかどうか確認するものです。

平成30年度現況届が提出されない場合、10月期の支給がありません。

未提出の方には、7月末頃に再度、現況届の案内通知を発送します。必要書類を添えて期限内に提出をお願いします。

受付期限 8/31(金)

※郵送の場合は必着

※9月以降に提出した場合、10月期の支給はありませんので、ご注意ください。

受付時間 8:30～11:30

13:00～17:00

受付場所 児童家庭課(本庁2階)

必要書類

①現況届(お手元になければ来所時に発行します)

②認印

③父、母、児童の健康保険証(宜野湾市の国保以外の方)

※別途、書類の提出が必要な場合があります。

☎児童家庭課 手当一係

内線 181、283、294

## 児童扶養手当・母子父子家庭等医療費助成現況届について

引き続き手当や医療費の給付が受けられるかどうかを決める大切な届出です。※受給者の皆さまには7月末までに通知します。

期間 8/1(水)～8/31(金)

※8/19(日)は開庁します。

受付時間 8:30～11:30/13:00～16:30(お昼休み12:00～13:00)

場所 児童家庭課(本庁2階)

※8/19(日)・月末は混み合う事が予想されます。

一求職・転職をお考えの方!

カレンダーの○のついている日は現況届会場にハローワークの相談員が来ます。お気軽にお声掛けください。

相談時間 10:00～16:00

一健康相談のご案内

カレンダーの△のついている日は保健師・管理栄養士・看護師が日替わりで健康相談を行います。集団健診予約も受け付けます。

相談時間 13:00～15:00

8月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

☎児童家庭課 児童扶養手当

内線 179、182、287

母子父子家庭等医療費助成  
内線 572

☎児童家庭課 児童扶養手当

内線 179、182、287

母子父子家庭等医療費助成  
内線 572

特別児童扶養手当所得状況届について

引き続き手当が受けられるかどうかを決める大切な届出です。

期間 8/13(月)～9/11(火)

※8/19(日)は開庁します。

受付時間 8:30～11:30/13:00～16:30(お昼休み12:00～13:00)

場所 児童家庭課(本庁2階)

※8/19(日)・月末は混み合う事が予想されます。

☎児童家庭課 特別児童扶養手当

内線 263

## 7月31日(火)は固定資産税第2期の納期限です

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

市税納期カレンダー

税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	5月1日	7月2日	5月31日
第2期	7月31日	8月31日	
第3期	12月25日	10月31日	
第4期	2月28日	1月31日	

☎納税課 内線246～257

## 8月健康カレンダー

母子関係の健診・教室(場所:保健相談センター)	受付時間
乳児一般健診	18日(土) 9:00～11:00 13:00～14:45
1歳6カ月児健診	9日(木)・16日(木) 29日(水) 13:15～14:00
2歳児歯科検診	30日(木) 13:15～14:45
3歳児健診	1日(水)・15日(水) 22日(水) 13:15～14:00
ふたば 母子健康相談	7日(火)・21日(火) 9:30～10:30
マンマン教室(離乳食教室)	31日(金) 13:30～
のびっこ親子教室	17日(金) お問い合わせください
こころの倶楽部(高学年級)	7日(火)・14日(火) 21日(火)・28日(火) 13:30～
健康相談	受付時間
保健相談センター	毎週 月・火・金曜日(祝日を除く) 13:00～15:00 毎週 火・水曜日(祝日を除く) 9:00～11:00

☎保健相談センター ☎898-5583

相談案内 宜野湾市役所 ☎893-4411		
家庭・児童・女性相談		
女性相談(福祉・DVなど)	月～金 10:15～17:00	児童家庭課
女性(一般)相談 人材育成交流センター めびき	月～金 10:00～17:00	896-1215
家庭児童相談室	月～金 10:15～17:00	児童家庭課
おきなわ子ども虐待 ホットライン	月～金 17:30～翌8:30 土日祝 終日	886-2900
福祉相談		
生活の困りごと相談	月～金 9:00～17:00	生活福祉課
ふれあい相談室 社協	月～金 9:00～16:00	896-2020
法律相談(要予約。予約状況は事前にお問い合わせください。)		
無料法律相談	水 13:30～16:30 金 13:30～15:30	市民生活課
市民相談		
市民相談	月～金 10:00～16:00 (12:00～13:00は除く)	市民生活課
人権困りごと相談所	第3木 13:30～16:30	
不動産無料相談(要予約)	第4火 13:30～15:30	
消費生活相談	月～金 10:00～16:00 (12:00～13:00は除く)	
行政相談 沖縄行政評価事務所	相談日時は お問合せください	0570-090-110
教育相談		
青少年サポートセンター	月～金 9:30～16:00	892-4732
適応指導教室[若葉教室]	月～金 9:00～17:00	893-8859
職業相談(ふるさとハローワーク)		
地域職業相談	月～金 9:30～17:00	893-5588

行政対応は日本語で行われています。

宜野湾市役所に通訳者が居ます。

受付時間: 月～金

10:00～17:00

(12:00～13:00昼休み)

無料です!

総合案内へ通訳お願いしますと  
言って下さい。

☎市民協働推進課

☎098-893-4411 (内線 577)

⇒ [tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp](mailto:tuuyaku@city.ginowan.okinawa.jp)